

市民的及び政治的権利に関する国際規約  
第40条(b)に基づく第7回日本審査の  
事前質問リスト（LOIPR）作成のための  
日弁連報告書

2017年7月24日

日本弁護士連合会

<目次>

第1	重要な問題	4
1	東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故	4
第2	一般的コメント	6
1	市民的及び政治的権利に関する国際規約と憲法を含む国内法との関係	6
2	人権教育・啓発・広報	6
3	国内人権機関	6
第3	逐条報告	7
第2条	規約実施義務—第一選択議定書	7
第3条	男女平等原則	7
1	男女格差解消に向けた推進体制	7
2	雇用	7
3	女性に対する暴力	8
第6条	生命に対する権利	8
1	死刑の適用状況	8
2	死刑確定者の処遇一般	9
3	死刑事件についての刑事手続	9
4	死刑執行の告知	9
5	恩赦	9
6	死刑が執行される者の精神鑑定	9
第7条	拷問等の禁止	10
1	非正規滞在者の入国管理局における収容問題	10
2	退去強制時の非人道的若しくは品位を傷付ける取扱い	10
3	拷問が行われるおそれがある本国への送還からの保護	10
第8条	奴隷的拘束、強制労働の禁止	11
1	人身取引対策	11
2	慰安婦問題	11
3	技能実習生	11
第9条	身体的自由	12
1	被疑者の身体拘束	12
2	入管施設における収容	12
3	ハンセン病差別撤廃に向けた取組	12
4	医療保護入院	13
第10条	被拘禁者等の処遇（及び第7条、第9条、第14条）	13

1	不当な拘禁を受けない権利の侵害	13
2	証拠開示	16
3	懲役刑の廃止と自由刑の単一化	17
4	刑事施設における処遇状況	17
第12条	移動の自由	19
第13条	外国人の追放	20
第14条	公正な裁判を受ける権利	21
1	少年審判手続	21
2	弁護人への証拠開示	21
3	犯罪被害者の権利保護	21
第17条	プライバシー等の尊重	22
1	監視カメラ	22
2	共通番号制	22
3	第三者機関	23
第18条	思想、良心及び宗教の自由	23
第19条	表現の自由	23
第20条	差別的表現、戦争の扇動の禁止	24
第21条	集会（デモ行進）の権利	24
第23条	家族、婚姻に関する権利	25
第24条	子どもの権利	25
第25条	参政権	26
1	外国人の選挙権	26
2	受刑者の選挙権	26
第26条	法の下での平等	26
1	嫡出でない子の取扱い	26
2	外国人の公務就任権（調停委員）	26
3	性的指向及び性自認に基づく差別	27
4	包括的な差別禁止法の制定	27
5	国籍留保問題	27
6	外国人問題（朝鮮学校補助金問題）	27
7	障がい者施策	28
第27条	少数民族の権利	28
第4	その他	29
1	ビジネスと人権	29

## 第1 重要な問題

### 1 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故

#### (1) 問題点に関する事実関係

自由権規約委員会（以下単に「委員会」という。）は第6回審査の総括所見第24項（以下、委員会による「第4回審査の総括所見」については「4CO」、 「第5回審査の総括所見」については「5CO」、 「第6回審査の総括所見」については「6CO」という。また、項目についてはパラという。）において、委員会は避難区域の指定解除を慎重に行うべきことなどを勧告している。

#### (2) 避難者に対する帰還強制施策の実施

政府は、年間被曝線量20ミリシーベルト以下の地域については、2017年3月末までに避難指示を解除し、福島県は、避難指示区域以外からの避難者に対する避難先住宅の無償提供は、2017年3月末をもって一律に打ち切り、また、避難指示区域からの避難者に対しても、仮設住宅などからの退去と帰還を求めている<sup>1</sup>。

また、避難指示区域内からの避難者に毎月支払われていた損害賠償の支払いも打ち切られることとなっている。

しかし、多くの避難者は被曝と今後の生活への不安から、帰還するかどうか、迷っている状況にある。

政府の施策は、区域内、外を問わず、避難生活を余儀なくされた被害者に対し、間接的に帰還又は移住を強制する結果となりかねない。

#### (3) 小児甲状腺がんの過剰発生

福島原発事故直後のヨウ素被曝の状況については、政府による調査がなされていない。福島県は、小児甲状腺がんに限定して、「県民健康調査」を実施してきた。

2016年12月に開催された「県民健康調査」検討委員会において、悪性ないし悪性疑いと診断された子どもは、180人を超えており、その多く

---

<sup>1</sup> 2013年10月4日人権擁護大会決議。なお、ICRP（国際放射線防護委員会）の『長期汚染地域住民の防護に関する委員会勧告』（パブリケーション111）は、「3.3 個人被ばくを制限するための参考レベル／（50）汚染地域内に居住する人々の防護の最適化のための参考レベルは、この被ばく状況区分に対処するためパブリケーション103（ICRP, 2007）で勧告された1～20ミリシーベルトの範囲の下方部分から選定すべきであることを勧告する。過去の経験により、長期の事故後状況における最適化プロセスを制約するために用いられる代表的な値は1ミリシーベルト／年であることが示されている。」とされている。

が甲状腺の摘出手術を受けている。

報告は「多発」を認めているが、事故との因果関係は認めておらず、医療費の助成を超える支援策を執っていない。

因果関係を認めがたいとする理由として、事故当時5歳以下の子どもが含まれていないとしていたが、NPO法人「3.11甲状腺がん子ども基金」によれば、事故当時4歳の子どもで甲状腺がんの摘出手術を受けていた人が現れた。その子どもは、2次検査で経過観察に付され、保険診療を受けている時に甲状腺がんが発見されたのだが、このように経過観察に付された人は報告対象とされない仕組みになっていた。

- ① 締約国は、避難指示を解除する際の基準としてICRP20ミリシーベルトを採用した理由を明らかにされたい。
- ② 避難指示が解除されても、帰還できない・したくない者が多数に及ぶ可能性があるが、締約国は、彼らの住居と生活を保障するために、どのような政策を執るつもりか説明されたい。
- ③ 締約国は、福島における子どもの甲状腺がんの正確な人数について、経過観察も含めて明らかにされたい。
- ④ 締約国は、福島における子ども甲状腺がんの多発の原因は何だと考えているのか説明されたい。

## 第2 一般的コメント

### 1 市民的及び政治的権利に関する国際規約と憲法を含む国内法との関係

5 C Oパラ7及び6 C Oパラ6での勧告にもかかわらず、締約国は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、以下単に「規約」という。）のどの条項が直接適用されるかについて見解を明らかにせず、また規約違反が上告理由として認められておらず、最高裁判所において規約違反についての判断がなされない場合が少なくない。

① 締約国は、規約の規定が国内法体系において法的拘束力を有するものであることを確認し、規約の適用及び解釈が、裁判官、検察官及び弁護士に対する専門的研修の一部になること、規約に関する情報を下級裁判所を含め司法のあらゆる段階に広めることのために、どのような施策を検討しているかについて説明されたい。

### 2 人権教育・啓発・広報

6 C Oパラ6での勧告に沿った規約の適用解釈についての専門的な研修がなされていない。

① 締約国は、規約が直接適用可能であることへの理解が促進され、定着するよう、法曹三者に対して、どのような研修プログラムの開発を検討しているかについて説明されたい。

② 締約国は、裁判官に対して、規約についての一般的意見及び日本の審査についての総括所見の周知をどのような方法で行っているかについて明らかにされたい。また、周知を行っていない場合、行わない理由を明らかにされたい。

### 3 国内人権機関

5 C Oパラ9、6 C Oパラ7のみならず、人権諸条約の実施機関により繰り返し国内人権機関の設置を勧告されているが、未だに何らの進展もない。

① 締約国は、パリ原則に適合した国内人権機関を未だ設置できない理由を明らかにされたい。

② 締約国は、設置に向けたタイムフレームを明らかにされたい。

### 第3 逐条報告

#### 第2条 規約実施義務

##### 第一選択議定書

第3回審査以来，毎回選択議定書の批准をするよう勧告を受けているが，実質的に何らの進展も見られない。

- ① 締約国は，個人通報制度の受入れに当たって，日本の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や受け入れる場合の実施体制等の検討課題について政府内で検討を行っているとしているが，「我が国の司法制度や立法政策との関連での問題」や「個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題」とは具体的に何を指しているのかを説明されたい。
- ② 締約国は，これまでの検討結果及び導入に向けたタイムフレームを明らかにされたい。

#### 第3条 男女平等原則

##### 1 男女格差解消に向けた推進体制

5COパラ12・13，6COパラ9において，委員会は，国会議員・中央官庁課長職以上・民間企業の管理職に占める女性の割合が低いことに対し懸念を示している。政府の第4次男女共同参画基本計画では，制定法によるクォータ制を含む暫定的特別措置を執らず，政党，自治体や企業の自主的取組を促すにとどまっている。また，「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の規定は数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表等を義務付けるにとどまっている。

- ① 締約国は，暫定的特別措置を採用しなかったのはなぜか，その理由を明らかにされたい。
- ② 締約国は，暫定的特別措置の採用に向け調整を行っているのかについて明らかにされたい。また，調整を行っている場合，具体的にどのような調整を行っているのかについて説明されたい。

##### 2 雇用

6COパラ9において，委員会は，同じ仕事を担当していても女性の賃金が男性の賃金と比較して58%であること，非正規労働雇用者の70%が女性であることに対し懸念を表明している。政府は，2016年12月20日付「同一労働同一賃金ガイドライン案」を発表したが，同案では正社員と非正社員との間の賃金等の待遇格差が不合理か否かを問題としているが，性別による賃金格差の観点を踏まえた検討がなされているか不明である。

- ① 締約国は、女性の正規雇用拡大及び男女間賃金格差の縮小のための施策として、どのような施策を検討しているかについて説明されたい。
- ② 締約国は、ILO第111号条約<sup>2</sup>の批准に向けて、どのような調整を行っているかについて説明されたい。
- ③ 締約国は、女性の妊娠・出産を機とした離職を防止するための具体的方法として、どのような施策を検討しているのかについて説明されたい。
- ④ 締約国は、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントに対する禁止及び制裁を個別に規定した法律ないし条文を設けていないが、これらを設ける予定があるかについて明らかにされたい。予定がないとすれば、その理由を説明されたい。

### 3 女性に対する暴力

6COパラ10において、強姦の定義が狭いままであること及び強姦その他の性犯罪を非親告罪とする法改正がなされていないこと、性交同意年齢が13歳のままであることに対し批判されている。刑法の前者の問題に関する条文は2017年7月に法改正がなされた。また、6COパラ10において、ドメスティック・バイオレンスの被害者が十分な保護を受けられるように確保するよう勧告を受けている。

- ① 締約国は、婚姻関係における強姦を明示的に犯罪として規定するに至らない理由を明らかにされたい。
- ② 締約国は、ドメスティック・バイオレンス被害女性の中長期的な支援を可能とするための福祉法の制定や被害女性の意思に基づく公的シェルターの利用を可能とするための施策を検討しているかについて説明されたい。

## 第6条 生命に対する権利

日弁連は、従来から死刑執行の停止を求める立場を明らかにしてきたが、2016年10月7日に開催された第59回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、この宣言において、日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであるとした。

### 1 死刑の適用状況

---

<sup>2</sup> 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（第111号）



① 締約国は、6 C Oパラ 1 3 の(a)において「死刑の廃止を十分に考慮すること、死刑を科しうる犯罪を減少させて生命の喪失を引き起こす最も重大な犯罪に限ること」との指摘を受けているが、これらの措置を講じない理由を明らかにされたい。

## 2 死刑確定者の処遇一般

6 C Oパラ 1 3 において「死刑確定者が未だに死刑執行まで、独居拘禁に置かれていること」に対する懸念が指摘されている。

① 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 6 条第 1 項は「死刑確定者の処遇は、居室外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う」、同条第 2 項は「死刑確定者の居室は、単独室とする。」と規定し、独居拘禁が原則となっているが、国際的な基準と比較して原則と例外が逆転しているのはなぜか、締約国は、その理由を明らかにされたい。

② 締約国は、「居室外において行うことが適当と認める場合」とは、具体的にいかなる場合をいうのかを説明されたい。

## 3 死刑事件についての刑事手続

① 締約国は、6 C Oパラ 1 3 (d)において義務的上訴制度（自動上訴制度）を創設するよう勧告を受けているが、この制度を採用できない理由を明らかにされたい。

## 4 死刑執行の告知

① 締約国は、6 C Oパラ 1 3 において執行日が事前に通知されないことに対する懸念が指摘されているが、事前に告知する方法にはどのような問題点があると考えているのかについて説明されたい。

② 締約国は、死刑執行者の精神的安定のために、どのような対策を講じているのかについて説明されたい。

## 5 恩赦

① 締約国は、死刑確定者に対する恩赦の基準が存在するのかについて明らかにされたい。基準が存在する場合、それはどのような基準であるか明らかにされたい。

## 6 死刑が執行される者の精神鑑定

6 C Oパラ 1 3 において「死刑執行に直面する人が『心身喪失の状態にある』か否かを判断するための独立した精神鑑定が行われていない」点について懸念が示されている。

① 締約国は、どのような立場の者が、どのような判断基準に基づき、死

刑確定者が心神喪失の状態にあるか否かを識別しているのかについて説明されたい。

## 第7条 拷問等の禁止

### 1 非正規滞在者の入国管理局における収容問題

6COパラ19において、委員会は、十分な理由の開示もなく、独立した審査制度もないまま、収容が長期化していることを懸念している。

① 締約国は、収容継続についての定期的司法審査制度を導入しない理由を明らかにされたい。

② 締約国は、第6回審査以降、収容代替措置としてどのような措置を検討したかについて説明されたい。

### 2 退去強制時の非人道的若しくは品位を傷付ける取扱い

6COパラ19にもかかわらず、日本は、退去強制時における有形力の行使に関して法律上の規制を設けていない。2010年3月の死亡事件を受け、有形力の行使を伴う強制送還は事実上行われていなかったが、近時、日本はこのような強制送還を再開している。

① 締約国は、上記の事件を受け、退去強制時の非人道的若しくは品位を傷付ける取扱いを防止するため、有形力の行使の規制方法について、どのような検討を行ったか説明されたい。

② 締約国は、上記の検討において、法律上の規制を設けることや第三者機関による監視等の措置を講じることを検討したかについて説明されたい。また、今後、このような検討を行う予定はないかについて説明されたい。

### 3 拷問が行われるおそれがある本国への送還からの保護

6COパラ19にもかかわらず、日本の退去強制手続及び難民認定手続においては、本国で拷問が行われるおそれがあると信ずるに足る実質的な根拠がある者を認定し、日本における在留を許可するための明確な手続が定められていない。在留特別許可制度では保護される基準が明確ではなく、また、当該外国人に対する手続保障もない上、在留特別許可を付与するか否かの決定を行う権限は入管当局が有しており、審査の専門性、中立性、独立性も確保されていない。

① 締約国は、第6回審査以降、拷問が行われるおそれがある本国への送還からの保護について、具体的にどのような手続で行われているかについて説明されたい。また、外国人のための手続保障の確保については、

どのような検討を行ったのかについて説明されたい。

- ② 締約国は、上記の保護に関する審査手続に関し、その専門性、中立性、独立性の確保については、どのような検討を行ったのかについて説明されたい。

## 第8条 奴隷的拘束，強制労働の禁止

### 1 人身取引対策

6COパラ15において、人身取引が継続している点に懸念が示され、被害者認定手続を強化し、加害者の特定・訴追・行為の重大性に見合った刑罰を科し、そして被害者保護の措置を向上させるよう勧告を受けたが、人身取引手口が巧妙化していることから、被害者の救済、加害者の特定・訴追が十分とはいえない状況にある。

- ① 締約国は、人身取引の捜査・認定方法に関する研修を全ての法執行機関職員に対して実施しているかについて説明されたい。
- ② 締約国は、被害者支援対策の具体的な内容、そこで想定されている被害回復のための行動の具体的な内容を明らかにされたい。

### 2 慰安婦問題

5COパラ22、6COパラ14のみならず他の人権諸条約の実施機関からも繰り返し、「慰安婦」に対する支援対策が十分でない旨指摘され、被害者の名誉を守り完全な被害回復を行うよう繰り返し勧告を受けている。2015年12月28日、ソウルにおいて日韓外相会談が行われ慰安婦問題を恒久的に解決する旨の合意がなされ、上記合意に従い、2015年7月28日、韓国政府は元慰安婦を支援するための財団を設立し、同年8月31日、日本政府は上記財団に対し10億円を拠出した。韓国国内での世論も分かれており、2016年12月30日に釜山日本総領事館前に設置された慰安婦像を巡り、慰安婦問題が両国で再燃する可能性がある。

当連合会は、従前から慰安婦であった人達の尊厳を傷付ける発言を行わないように声明を出してきたところである。

- ① 締約国は、慰安婦の名誉を守り被害を回復するため今後も対策を講じる予定があるか明らかにされたい。また、その予定がある場合、具体的にどのような法律の整備・対策を講じる予定であるかについて明らかにされたい。

### 3 技能実習生

6COパラ16において、技能実習生の保護を拡充する法改正にも関わら

ず、技能実習生の中には依然として劣悪な労働条件に置かれている者がいることに対する懸念が表明され、5COパラ24に従い能力開発に焦点を当てた新しい制度に置き換えるよう勧告を受けた。2016年11月18日、国による監督を強化した「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律」が国会において成立したが、上記法律では技能実習生送出機関に対する監督が十分ではなく、不正行為・人権侵害の防止が十分行えるか疑問である。日本の高度な技術の移転という「技能実習制度の名目」と「安価な非熟練労働者受入」という実態の乖離を埋めるためには制度の抜本的な見直しが必要である。

- ① 締約国は、外国人技能実習制度の廃止、非熟練労働者の受入について在留資格を創設することを含め、どのような検討を行っているのかについて説明されたい。
- ② 締約国は、外国人技能実習制度の廃止、非熟練労働者を受け入れることについてどのような障害があると考えているのかについて説明されたい。

## 第9条 身体的自由

### 1 被疑者の身体拘束

#### (1) 保釈制度・弁護人選任権

5COパラ18や6COパラ18において、委員会は、起訴前に保釈の可能性がないことや国選弁護人の援助を受ける権利がないことを指摘しているが、未だに何らの進展もない。

- ① 締約国は、起訴前保釈制度導入に向けてどのような検討を行ったか。検討状況を明らかにされたい。
- ② 締約国は、全被疑者につき、逮捕直後からの国選弁護人選任制度を検討したかについて説明されたい。
- ③ 締約国は、①・②ともに制度を未だ導入できない理由を明らかにされたい。

#### (2) 取調べ

第10条に記載

### 2 入管施設における収容

第7条に記載

### 3 ハンセン病差別撤廃に向けた取組

ハンセン病患者に対する国の違法な強制隔離政策による被害は、未だ十分

に被害回復がなされていない。ハンセン病患者の家族らも厳しい差別偏見にさらされてきたが、家族らに対して日本政府は何らの施策も講じていない。最高裁判所は調査を行い、ハンセン病患者に対する裁判が、ハンセン病を理由として、国立ハンセン病療養所等の施設内に設置された「特別法廷」に一律に指定していたことにつき、誤った差別的取扱いであったことを認めて謝罪したものの、裁判の公開原則に違反しないと結論付けている。

- ① 締約国は、国立ハンセン病療養所の入所者の生活水準、医療水準を人道的なものにするとともに、ハンセン病患者の家族らへの謝罪・名誉回復措置、賠償・補償、被害実態調査を、速やかに実施するためどのような支援を検討しているかについて説明されたい。
- ② 締約国は、司法関係機関（裁判所・検察庁・法務省）が、この差別的取扱いについて今後も調査・検証を行う予定があるか、また誤った司法手続による被害回復策としてどのような施策を実施する予定であるかについて説明されたい。

#### 4 医療保護入院

6 C O パラ 1 7 において、委員会は非自発的入院の是正を指摘しているが、未だ具体的な解決には至っていない。

- ① 締約国は、医療保護入院が許容されるのが最終の手段であることの法律への明記や医療保護入院の期間短縮化に向けた施策の検討について説明されたい。
- ② 締約国は、精神科病院から独立した権利擁護者によるサポートを国費で確立することができていない理由を明らかにされたい。

### 第 1 0 条 被拘禁者の処遇（及び第 7 条、第 9 条、第 1 4 条）

#### 1 不当な拘禁を受けない権利の侵害

##### (1) 代替収容制度（代用監獄）

委員会は第 3 回審査以降繰り返し、代用監獄の廃止を含む抜本的な改革を求めてきたが、政府は代替収容制度を全く変えようとしない。警察留置場に拘禁されている期間に、虚偽の自白をさせられる事例が多く報告されており、長時間にわたる取調べも報告されている。

- ① 締約国は、2016年に刑事訴訟法の大きな改正がなされたにもかかわらず、同時に代用監獄制度を廃止する法改正を行わなかったのはなぜか、その理由を明らかにされたい。
- ② 起訴前勾留が国際的な最低水準に合致するよう、警察拘禁の期間を 2

4時間～48時間以内に限定し、裁判所の勾留決定後も警察留置場を拘禁施設として使用する代用監獄制度を廃止する方針を決定し、そのスケジュールを明らかにすべきであるが、締約国は、優先事項として、以下の事項を検討しているかについて説明されたい。検討していない場合は、その理由を明らかにされたい。

ア 国際的な最低水準に合致するよう、被留置者が留置施設に身体を拘束され得る期間に上限を設けること。

イ 被留置者及び弁護人が防御の準備を行うことができるようにするために、被留置者が逮捕された瞬間から弁護人が選任され、弁護人の助言を受けるまでは取調べが禁止されるようにすること、弁護人が被留置者の取調べに同席できるようにすること、さらに、被留置者の警察での拘禁に関する全記録を被留置者及び弁護人が閲覧できる制度を設けること。同様に、身体拘束中も適切な医療措置を迅速に受けられることを確保すること。

ウ 都道府県警察本部が「留置施設視察委員会」の委員に、弁護士会が推薦する弁護士を含めることを完全に確保するなどの措置により、警察による身体拘束に対する外部監視の独立性を保障すること。

エ 被留置者が申し立てた不服の審査のために、公安委員会から独立した形で、有効な不服申立て制度を設置すること。

オ 留置施設における防声具（gags）の使用を撤廃すること。

## (2) 濫用的な取調べ方法の危険性

取調べについて法的規制がなく、強制された自白による冤罪はあとを絶たない。裁判官は自白に任意性が無いと判断することは稀である。今市事件においては、裁判官は、取調べ中に警察官が被疑者を平手打ちする場面、姉と面会させたら自白すると約束したのに自白しないとして検察官から自白を迫られた被告人が窓から飛び降りて自殺しようとした場面を録画で見た上で、その自白調書の任意性を認めて有罪判決をしている。

① 締約国は、委員会からの度重なる勧告にもかかわらず、尋問時間と尋問方法について、法によるルールを定めない理由を明らかにされたい。

### (3)-1 被疑者が弁護人の援助を受ける権利—国選弁護と尋問への立会い

2016年の刑事訴訟法改正により、2018年6月までに、被疑者国選弁護制度の対象を「被疑者が正式に勾留された全事件について」とすることになった。

しかし、勾留状執行前の事実上の身体拘束である逮捕、任意同行、任意

出頭という攻撃を受けやすい時間帯(vulnerable hours)には国選弁護人は付与されないままとなっている。

また、取調べへの弁護人立会いを警察、検察は全く認めないため、被疑者は弁護人の援助を受けられずに尋問され、誤った自白が強要される危険にさらされている。

① 締約国は、6 C Oパラ18 (b)において「全ての被疑者が身体拘束の瞬間から弁護人の援助を受ける権利を保障され、かつ、弁護人が取調べに立ち会うこと。」を確保するよう勧告を受けたにもかかわらず、2016年の刑事訴訟法改正の機会に、国費による弁護人を得る権利を勾留状執行後に限った理由を明らかにされたい。

② 締約国は、取調べへの弁護人立会いを実施しない理由について説明されたい。

#### (3)-2 被疑者が弁護人の援助を受ける権利—弁護人との交通

5 C Oパラ18にもかかわらず、拘禁されている被疑者と弁護人との秘密面会権の侵害はあとを絶たない。

再審請求に関する死刑確定者・受刑者と弁護士との間の面会に職員を立ち合わせるかどうかは、施設所長の裁量であるとされている。立会いが違法とされた裁判例によって実務は相当程度改善されているようであるが、現在も職員の立会いなくしては面会できない例もある。

弁護人との文書での交通は、弁護人からの発信も含めて、全て看守が内容を見る制度になっていて、その内容によって発信を許さない例は多い。防御のため必要な証拠書類であっても作成者が弁護人か被疑者でないものは、受取も差出も施設によって拒否される例がある。

捜査の過程で法執行官による暴行を受けた被疑者の身体の状態を撮影するため又は機器内のデータを示して相談するために弁護人が面会室にメディア機器を持ち込むことを施設側から拒否され、面会を中断させられた上、弁護士会に対して、その弁護士の懲戒請求をする例が相次ぎ発生している。

① 例外なく、弁護人との書面による交通を秘密とし、弁護人の防御活動に必要なメディア機器の面会室への持込みを妨害しないようにするべきであると考えられるが、締約国は、このような改革ができない理由を明らかにされたい。

#### (4) 尋問の電磁的記録

2019年6月までに施行される電磁的記録制度は、裁判員裁判対象事

件と検察官独自捜査事件の取調べについて「全過程」の録音・録画を義務付けている。しかし、この制度の対象となる事件は、身体拘束全事件の2～3%にとどまっている。これ以外に身体拘束を受けずに取調べを受ける事案もある。また、逮捕前の取調べの録音・録画は義務とされていない。既に運用により電磁的記録は上記制度対象事件と知的障がいなどがあってコミュニケーション能力に問題のある事案については相当に実施されるようになってきており、さらに上記以外の事件についても、検察段階では電磁的記録が広範化する傾向にある。とはいえ、なお不十分であり、とりわけ、警察段階では上記したところを超えての実施例は見出しえず、また、身体拘束されていない被疑者取調べでの実施ケースは、検察段階でのわずかな報告例があるのみである。

- ① 締約国は、身体拘束していない者の尋問をビデオ録画しない理由を明らかにされたい。
- ② 締約国は、事件の内容や身体拘束の有無を問わず、少なくとも、尋問を受ける者が希望する場合にビデオ録画をしない理由を明らかにされたい。

## 2 証拠開示

2016年の刑事訴訟法の改正により、公判前整理手続に付された事件(公判前整理に付すことの申請権が弁護人に付与されたが、付すかどうかは裁判所の判断である)については、検察官が保持する証拠のリストを弁護人に交付する制度が作られた。しかし、これは証拠開示を義務付けたものではなく、警察が手持ち証拠の全てを検察に引き渡す制度もない。

多くの冤罪事件の再審で、警察が検察に渡していなかった証拠によって、冤罪者が無罪判決を得た。検察官は、通常手続の公判においても、再審においても、被告人弁護人側に対して手持ち証拠の全てを開示することはない。

裁判員対象事件など少数の事件で行われる公判前整理手続では、被告人弁護人側に「類型証拠」、「主張関連証拠」の開示請求権があるが、開示するかどうかは検察官が「被告の防御のための必要性の程度」などを「考慮して」決める制度になっている。その他の事件では、証拠開示は検察官の裁量に任されている。不開示に対する裁判官の裁定制度はあるが、2015年の統計では、開示命令が出されたのは検察官が請求した3件に対してのみで、被告側が請求した28件は全て却下されている。

- ① 締約国は、警察が全ての証拠を検察に送る制度にしない理由を明らかにされたい。



② 検察の手持ち証拠開示について、被告人弁護士側への開示の必要性までを検察官に判断させるのはなぜか。締約国は、その理由を明らかにされたい。

③ 多くの冤罪事件で、警察、検察が開示していなかった証拠により冤罪者の無実が証明された事実があるが、締約国は、これによって開示制度を改正する予定はあるのかについて説明されたい。

### 3 懲役刑の廃止と自由刑の単一化

現刑法では、原則的刑罰とされる懲役刑においては所定の作業を科すとされ、禁錮刑はごく一部の犯罪についてのみ選択できる制度とされている。しかし、世界的な刑罰の流れは、受刑者に強制労働を科さず、賃金制を採用する方向となっている。

懲役刑が原則的な刑罰とされている日本の刑罰制度は、国際人権基準に反するものと指摘されている。すなわち、社会権規約委員会による第3回審査の総括所見第14項において、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第6条に基づいて強制労働の廃止を勧告している。

当連合会は、2016年の第59回人権擁護大会において、懲役刑は廃止し、労働は、労働の機会が与えられ、これを希望した者が行うようにすべきであり、また、労働との対価性を認める賃金制（賃金として支払われるのは通常の賃金額から食費と住居費を控除した程度の金額として、月数万円程度を想定する。）を導入すべきであると提言した。

① 締約国は、刑法を改正して、懲役刑と禁錮刑を拘禁刑として一元化し、規約第7条にも反する刑務所における強制労働を廃止して賃金制を採用することを検討しているかについて明らかにされたい。検討している場合、具体的にどのような制度を検討しているかについて説明されたい。

### 4 刑事施設における処遇状況

#### (1) 外部交通（面会）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という。）の施行により、法律上は面会の相手方が広がり、施行当初は、友人・知人との面会が施行前より広く認められ、施行前より緩和された運用がされたこともあったが、現在では手紙のやり取りで済ませることができる用件の場合には「面会することを必要とする事情」がないとして面会を不許可にする、また「刑事施設の規律及び秩序を害する結果」や「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれ」を広く認めるなどして、面会を限定的にしか認めない運用が広く行われている。

- ① 締約国は、被拘禁者との面会の申出があった場合はできるだけ広く面会を認めること、また、面会の機会を保障するため、家族が遠方に居住している場合に休日や祝日に面会を認めることができない理由を明らかにされたい。
- ② 締約国は、電話やテレビ電話等を活用した面会の代替手段の導入をしない理由を明らかにされたい。

## (2) 医療

2015年8月27日、矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律が成立した。これは、矯正医官の兼業を広く認め、フレックスタイム制を適用して、慢性的な矯正医官不足の解消を図ろうとするものである。

しかし、同法成立後も医師不足が解消しないのみならず、被収容者の患者としての権利が十分に保障されていないこと、刑事施設医療が処遇のためのものと位置付けられており、保安体制からの医療の独立性が確保されていないこと等から、被収容者が必要な医療を受けられない状況も変わっていない。

- ① 締約国は、外部の医療機関等が行う医師の派遣の受入れ、刑事施設の医師と外部の医療機関等の医師との交流、刑事施設の医師の外部の医療機関等における医療技術の研修等を行う予定はあるかについて説明されたい。その予定がない場合にはその理由を明らかにされたい。
- ② 締約国は、被収容者から診察の申出を受けたときは、明らかに医療の必要性がないと認められるときを除き、原則として診察を受けさせる制度としていないのはなぜか。その理由を明らかにされたい。

## (3) 独居拘禁

刑事被収容者処遇法は、受刑者の隔離（昼夜間単独室処遇）の要件を厳しく定め（第76条第1項）、この処分に対する不服申立ても可能となったが、実際の運用では、この要件を満たさない新たな形態の昼夜間単独室処遇（処遇上の隔離）が広く行われている実態にあり、数年、十数年といった相当長期間に及んでいる例も認められる。

- ① 締約国は、昼夜間単独室処遇及び処遇上の隔離の人数の統計を明らかにされたい。
- ② 締約国は、処遇上の隔離の期間が不必要に長期化しないようにするため、カウンセリングの実施、集団での入浴、運動、レクリエーションへの参加等、できる限り集団処遇が可能となるように積極的に働きかけているかについて説明されたい。働きかけていない場合にはその理由を明

らかにされたい。

- ③ 締約国は、昼夜間単独室処遇を減らすために法務省がどのような方策を執っているかについて説明されたい。

#### (4) 不服申立制度

法務大臣に対する再審査の申請又は事実の申告については、法務大臣が棄却しようとするときは、「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」（以下「不服検討会」という。）に諮問を行い、不服検討会の提言を最大限尊重して事案の処理を行うものとされている。

ただし、不服検討会には専従の事務局スタッフがおらず、法務大臣官房秘書課職員が事務局を兼任しており、特に事実関係に争いがある場合には、独自に十分な調査を行うことはほぼ不可能である上、独立性も確保されていない。

また、不服申立て手続において、弁護士を代理人とすることも認められておらず、懲罰手続に対する不服申立てでは執行停止の制度がないため、再審査に至る過程で既に懲罰の執行を終えてしまっただけで不服申立ての利益がないとして却下される例が後を絶たない。

- ① 締約国は、「不服検討会」の委員の調査が実効的に行うことができるよう専従のスタッフを配置しないのはなぜか。その理由を明らかにされたい。
- ② 締約国は、「不服検討会」に立法上の根拠が備わっていないことに鑑み、不服検討会は外部の専門家によって構成され、その意見に法務省は拘束されることなどを含む制度を整備しないのはなぜか。その理由を明らかにされたい。
- ③ 締約国は、不服申立てから不服検討会に上程されるまでの期間を短縮するためにどのような施策を行っているかについて説明されたい。

## 第12条 移動の自由

4COパラ18において、委員会は、出入国管理及び難民認定法第26条が規約第12条2及び4に適合せず、「自国」という文言が「自らの国籍国」とは同義ではないことについて注意喚起した。

その後、日本においては、2012年7月、「みなし再入国許可」制度（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第26条の2）が開始され、移動の自由の改善に向けた一定の前進は見られる。

しかし、「みなし再入国許可」制度の下でも、特別永住者資格を持つ在日韓

国・朝鮮人のうち、本国から旅券の発行を受けていない者及び北朝鮮の「旅券」しか持たない者は、有効な旅券を持たないとされ、みなし再入国許可の適用を受けられない（入管法第2条第5号、第26条の2、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（入管特例法）第23条第2項）という問題が残されている。

- ① 締約国は、日本で出生した特別永住者の資格を持つ在日韓国・朝鮮人のうち、本国から旅券の発行を受けていない者及び北朝鮮の「旅券」しか所持しない者に対し、「みなし再入国許可」を認めない理由を明らかにされたい。

### 第13条 外国人の追放

6COパラ19において、委員会は、①退去強制手続において、外国人が不当な取扱いをされないよう適切な措置を講じること、②国際的な庇護を求める人が、庇護の認定及びノン・ルフールマン原則<sup>3</sup>の適用等あらゆる場面で適切な法的支援を受けられるようにすること、③収容代替措置の活用等を勧告した。

しかし、これらの勧告内容については未だに何らの進展も見られない。

- ① 締約国は、一時庇護上陸許可制度について、申請した者にノン・ルフールマン原則を適用するよう法改正する予定があるかについて説明されたい。
- ② 締約国は、一時庇護上陸許可申請が不許可となった場合であっても、その後に難民申請をした場合は、正規の在留資格を与えていない理由を明らかにされたい。
- ③ 2005年の改正入管法施行以来、仮滞在許可が約10%の低い許可率に留まっているのはなぜか。締約国は、その理由を明らかにされたい。
- ④ 締約国は、難民参与員制度導入後、参与員が難民認定すべきと判断したにもかかわらず、法務大臣がこれに従わず、難民認定しなかった事案の数及びその理由を明らかにされたい。
- ⑤ 締約国は、難民該当性判断について経験のない学識経験者である参与員に対して、難民該当性判断の定期的研修を行っているかについて説明されたい。定期的研修を行っているとすればその内容・回数・講師・参

---

<sup>3</sup> ノン・ルフールマン原則とは、難民条約第33条第1項及び拷問等禁止条約第3条第1項に規定された、難民・庇護希望者を生命・身体・自由に対し危険が生じる国へ送還してはならないという国際法の原則のこと。

加者数について明らかにされたい。

- ⑥ 締約国は、仮放免制度（入管法第54条）について、許可・不許可処分時に理由を開示しないのはなぜか。その理由を明らかにされたい。

## 第14条 公正な裁判を受ける権利

### 1 少年審判手続

子どもの権利委員会による第2回審査の総括所見第54項(e)及び第3回審査の総括所見第85項(d)において、全ての児童が手続のあらゆる段階で法的及びその他の支援を受けられることを確保することを求めており、これは、少年審判手続において、弁護士の援助を受けられるように確保することを求めていると解される。

締約国は2014年の少年法改正において、少年に対して国費で弁護士を付することができる国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大したが、なお、審判前に身体拘束を受ける少年のうちの一定の罪を犯した少年に限定されており、かつ、国選付添人を付するか否かは、裁判所の裁量に委ねられている。

- ① 締約国は、国選付添人制度の対象事件を、少なくとも身体拘束を受けるとして全ての少年まで、拡大する予定があるかについて説明されたい。
- ② 締約国は、裁判所の裁量ではなく、少年の請求により国選付添人を選任する制度とする予定があるかについて説明されたい。

### 2 弁護人への証拠開示

第10条第2項に記載

### 3 犯罪被害者の権利保護

#### (1) 被害発生直後から犯罪被害者等を弁護士が支援する国の制度の創設

2007年6月に刑事裁判における被害者参加制度が創設され、2008年4月に被害者参加人のための国選弁護制度が創設された。

しかし、被害者参加制度は犯罪被害発生直後からのものではなく、また、被害者参加弁護士国選制度は資力要件（流動資産が200万円未満）があるため犯罪被害者の実効的な救済に繋がっていない。資力の乏しい者に対して被害発生直後から弁護士を利用できる犯罪被害者法律援助事業は、N GO（当連合会）が提供するものしかなく、国の制度としては存在しない。

- ① 締約国は、犯罪被害者が被害発生直後から公的費用による弁護士の支援を受けられるようにするため、どのような制度を設けることを検討しているかについて説明されたい。
- ② 締約国は、このような制度を検討していないとすれば、その理由を明

らかにされたい。

(2) 犯罪被害者の経済的被害の回復のための制度（犯罪被害者給付制度）について、政府は、2008年7月には遺族給付金、障害給付金の引上げ等の制度の拡充を行った。しかし、犯罪被害者給付金制度は、親族間での犯罪についての支給が制限されるなど未だ不十分である。また、被害者が加害者に対する損害賠償請求の債務名義を得たとしても、加害者の資産の把握が困難であったり、加害者に資力がないことも多かったり、経済的な回復が難しかったりする事例が多い。

① 締約国は、債務名義を得た被害者に対し、国がいったん損害の填補を行い、その後国が被害者に代わって加害者に求償する制度は検討しているかについて説明されたい。

② 締約国は、そうした制度を検討していないとすれば、その理由を明らかにされたい。

## 第17条 プライバシー等の尊重

### 1 監視カメラ

監視カメラは、人々のプライバシー権を侵害する危険性がある。警察が捜査のために導入を始めている顔認証システムは、膨大な監視カメラ画像から特定の個人を容易に識別できる検索機能を有している。しかし、日本では、官民の監視カメラの設置・運用や、顔認証システムの利用を規制する法律は存在せず、警察の独自判断による利用が可能である。

① 締約国は、監視カメラによるプライバシー権侵害を防ぐために、どのような具体的措置を執っているのかについて説明されたい。

### 2 共通番号制

2013年5月、「共通番号」制を導入する法律が成立し、2016年1月から利用が開始された。「共通番号」の導入により、個人に関する大量の情報を集約管理すること自体が、自己情報コントロール権を侵害するものとなる。実際、2016年度上半期で66件の情報漏えい（うち2件が重大事態）が発生したにもかかわらず、政府は、民間利用を拡大する方向で様々な検討を重ねている。

① 締約国は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により個人のプライバシーが不当に侵害されないよう、どのような配慮をしているかについて説明されたい。

② 締約国は、情報漏えいを防ぐため、どのような対策を執っているかに

ついて説明されたい。

### 3 第三者機関

2015年9月に改正された個人情報保護法により、第三者機関である「個人情報保護委員会」が民間部門の個人情報の取扱いを一元的に監督する制度が創設された。しかし、行政機関や独立行政法人の保有する個人情報については、一部例外を除き、原則として第三者機関の監督権限は及ばない。

- ① 締約国は、「個人情報保護委員会」が、行政機関や独立行政法人の保有する個人情報の取扱いに対する監督権限が与えられていない理由を明らかにされたい。
- ② 締約国は、行政機関や独立行政法人の保有する個人情報の取扱いを適正なものとするためにどのような配慮がなされているのかについて説明されたい。

### 第18条 思想、良心及び宗教の自由

6COパラ22において、委員会は、「公共の福祉」を理由とする基本的人権の制限に対し規約による厳格な要件に基づく制約だけを課すよう勧告したが、東京都立高校では教員が卒業式等で起立して国歌を斉唱することが強制され、それにより生徒も事実上国歌を斉唱することを強制されるなど思想・信条の自由に対する侵害が続いている。

- ① 締約国は、東京都教育委員会の通達と学校長の職務命令による君が代の起立斉唱により教員の思想信条の自由が侵害されないよういかなる配慮をしているかについて説明されたい。
- ② 選挙権年齢の引下げに伴い、高校生の放課後・休日等における学校外での政治的活動について学校が届出制とする校則の定めがなされることが予想されるが、締約国は、高校生の政治的活動を保護するためにどのような措置を執っているかについて説明されたい。
- ③ 締約国は、道徳の教科化を実施するに際し、生徒の思想・信条の自由を侵さないよういかなる配慮をしているかについて説明されたい。

### 第19条 表現の自由

特定秘密保護法は、a 行政機関が秘密指定できる情報の範囲が広範に過ぎること、b 報道関係者や市民活動家が刑事罰から免責されないこと、c 特定秘密を公益通報した者が刑事罰から保護される規定を欠いていること、d 特定秘密の指定と解除についての監視メカニズムが十分でないこと等、表現の自由と市

民の知る権利を危機にさらしており、同法の問題は、第6回審査の総括所見に取り上げられただけでなく、意見及び表現の自由に対する権利の促進と保護に関する国連特別報告者の調査結果においても大きく取り上げられたが、本法律は廃止も抜本的改正も行われないうままである。

- ① 締約国は、秘密指定の際、政府の違法行為について秘密指定がなされてはならないことが法令で定められていない理由を明らかにされたい。
- ② 締約国は、国際機関の勧告を踏まえて、知る権利を保障し、報道機関・市民に萎縮効果を生まないため、どのような対策を執っているかについて説明されたい。

また、上記国連特別報告者は、政治的中立性を求める放送法第4条によって、日本の放送事業者の独立性が政府に侵害されるおそれがあると指摘している。

- ① 締約国は、放送法第4条が法規範性を持つと考える理由を明らかにされたい。
- ② 締約国は、放送法第4条を撤廃する予定があるかについて説明されたい。撤廃する予定がないとすれば、その理由を明らかにされたい。

## 第20条 差別的表現、戦争の煽動の禁止

6COパラ12において勧告が出されているが、第6回審査の後の2016年6月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されたものの、その法律は単なる理念法でしかなく、差別的表現の解消に向けた具体的な方策も記されておらず、この法律の施行後も、ヘイトスピーチ等が頻繁に行われている。

- ① 締約国は、2016年3月にヘイトスピーチに関する調査報告書を公表したが、今後も継続的に同様の調査を行う予定があるかについて説明されたい。予定がない場合は、その理由を明らかにされたい。
- ② 締約国は、規約第20条の実効性の確保のために、今後、日本政府としてヘイトデモやインターネット上の書込み等を通じた差別的表現の根絶のため、どのような具体的な方策を執るつもりかについて説明されたい。

## 第21条 集会（デモ行進）の権利

2016年4月に公表された意見及び表現の自由に対する権利の促進と保護に関する国連特別報告者の暫定所見において、国会に対する抗議行動に不必要な規制があったこと、沖縄における基地建設を巡って、これに反対する人々が



数多く逮捕されたことが指摘され、沖縄での状況を注意深くフォローしている。同様の状況は現在も継続しており、むしろ沖縄において基地建設に反対する住民について、更に多数の逮捕者が出ている。

- ① 締約国は、政府の施策に反対するデモンストレーションの機会を保障しているかについて説明されたい。
- ② 締約国は、国際機関からの不必要な規制がなされているという指摘を受け、どのような改善策を執るのかについて説明されたい。
- ③ 締約国は、政府は、市民の抗議行動等を含む表現の自由を尊重するため、又は過剰な制圧行動を防止するためどのような施策・指導を行っているかについて説明されたい。

### 第23条 家族、婚姻に関する権利

6COパラ8において、女性に離婚後6か月間の再婚禁止期間を規定していた民法の規定が差別的条項である旨指摘を受けたが、上記規定の改正規定も女性に対し離婚後100日間の再婚禁止期間を設けており依然として差別的な規定となっている。

- ① 締約国は、女性に対する再婚禁止期間を廃止できない理由を明らかにされたい。
- ② 締約国は、選択的夫婦別姓制度導入の障害となっている要因を明らかにされたい。
- ③ 締約国は、夫婦の姓が異なるとなぜ家族の一体性が害されると考えるのか。その理由を明らかにされたい。
- ④ 民法に離婚に伴う婚姻財産の分配の基準となる包括的な規定がなく、また離婚手続において配偶者の経済状況について開示を求める手続が不十分である現状に鑑み、締約国は、どのような制度を設ける検討がなされているのかについて説明されたい。

### 第24条 子どもの権利

- ① 締約国は、6COパラ25において、子どもに対する体罰に対する懸念が指摘されたにもかかわらず、体罰の根拠になり得る民法第822条「親権を行う者は、その子を懲戒することができる」を削除しない理由を明らかにされたい。
- ② 締約国は、2007年2月5日付で文部科学省が発した「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」は、限定的に体罰を容

認めるような記載となっているが、学校教育法第11条の体罰禁止規定と上記通知との関係について説明されたい。

## 第25条 参政権

### 1 外国人の選挙権

① 多民族・多文化共生社会を実現するためには、永住外国人へ地方参政権を付与することが重要であるが、締約国は、永住外国人に参政権を付与していない理由を明らかにされたい。

### 2 受刑者の選挙権

公職選挙法は「禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」は選挙権、被選挙権を有しないと定めている（第11条第1項第2号）。

このため、未決拘禁者には選挙権、被選挙権が認められているが、受刑者は仮釈放されても、満期まで選挙権・被選挙権はないとして取り扱われてきた。2013年9月27日の大阪高等裁判所の判決では、受刑者の選挙権を一律に制限する公職選挙法の規定は、日本国憲法に違反するとの判断が示されている。

① 締約国は、国民に憲法上保障されている選挙権を受刑者に認めない理由を明らかにされたい。

② 締約国は、公職選挙法の改正について、どのような検討が行われているのかについて説明されたい。

## 第26条 法の下での平等

### 1 嫡出でない子の取扱い

5COパラ28で婚外子を差別する全ての条項を法律から削除すべきとされていたにもかかわらず、出生届における差別的規定（戸籍法第49条第2項第1号）が未だにある。

① 締約国は、この差別的規定を速やかに撤廃するための行動予定を明らかにされたい。

### 2 外国人の公務就任権（調停委員）

2003年から各地の弁護士会が外国籍の弁護士を調停委員に採用するよう推薦したにもかかわらず、また、過去に採用実績があるにもかかわらず、最高裁判所は、調停委員は「公権力を行使するもの」として採用を拒否し続けている。人種差別撤廃委員会の第7回ないし第9回の総括所見第13項は外国籍調停委員を採用するよう勧告している。

① 締約国は、過去に採用されていた先例があるにもかかわらず、2003年以降その採用を拒否している理由を明らかにされたい。

### 3 性的指向及び性自認に基づく差別

① LGBTに対する雇用・職場、健康、教育、公営住宅への入居、公的生活の領域において、差別が存在する現状に鑑み、締約国は、差別解消へ向け具体的にどのような対策を検討しているのかについて説明されたい。

### 4 包括的な差別禁止法の制定

6COパラ5において、締約国は今回及びこれまでの総括所見において採択した勧告を実施すべきであるとの勧告をした。なお4COパラ6において、規約第26条に抵触する、「合理的な差別」の概念の曖昧さについて懸念を表明している。しかし、締約国において、一般的かつ包括的な差別禁止法を制定する動きがない。

① 締約国は、一般的かつ包括的な差別禁止法の制定に至っていない理由を明らかにされたい。

② 締約国は、差別の適否の判断を明確化するために、具体的にどのような施策の検討をしているのかについて説明されたい。

### 5 国籍留保問題

国籍法第12条が「出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法の定めるところにより日本の国籍を留保する意思表示しなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。」と規定しており、外国において出生し外国籍を取得した日本国民は、出生後3ヶ月以内に国籍留保の届出をしない限り、出生時にさかのぼって日本国籍を失うことになるか又は出生時から日本国籍を有しないものとされる。

① 国籍法第12条は、外国で出生し外国籍を取得した日本国民と日本国内で出生し日本国籍と外国籍との重国籍となった者とを、日本国籍の取得について別異に取り扱っているが、締約国は、その理由を明らかにされたい。

### 6 外国人問題（朝鮮学校補助金問題）

2016年3月29日、文部科学大臣が、朝鮮学校をその区域内に有する28都道府県知事宛てに「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点」と題する通知を出し、事実上朝鮮学校に対する補助金交付を停止するよう要請した。また、就学支援金対象となる学校から、朝鮮学校が外されている。これらの措置は、客観的な教育課程に問題があつて執られたわけではなく、関連

団体や本国との関係を問題視されたことによる。

- ① 締約国は、高等学校等の教育課程の学生の教育機会の均等の確保という就学支援金制度の趣旨と、朝鮮高級学校の生徒への就学支援金の不支給が矛盾しないかについて説明されたい。

#### 7 障がい者施策

- ① 第6回審査後に、新たな立法（障害者差別禁止法、障害者総合支援法、障害者雇用促進法）がなされたが、締約国は、これらの立法の運用により具体的にどのような変化があったのかについて説明されたい。
- ② 2016年7月26日、相模原市の障害者福祉施設の入居者ら19名が殺害される事件があったが、締約国は、優生思想に基づく差別意識の撲滅に向けて、どのように活動するのかについて説明されたい。

#### 第27条 少数民族の権利

- ① 締約国は、6COPara26による勧告後、アイヌの権利を保障するための立法改正の準備に着手しているのかについて説明されたい。着手できていないとすれば、その理由を明らかにされたい。

## 第4 その他

### 1 ビジネスと人権

- ① 締約国は、日本を拠点とする多国籍企業が、労働・環境・その他の人権を保護する法制度が十分に整備又は実施されていない国々での企業活動やサプライチェーンを通じた人権侵害に関与する危険性を防止・軽減し、その被害者の救済を図ることができるよう、どのような施策を検討しているかについて説明されたい。検討していないとすればその理由を明らかにされたい。
- ② 締約国は、ビジネスと人権に関する「国別行動計画」の策定期間及び策定のプロセスを明らかにされたい。